

## 互助会 給付金請求 提出書類一覧

共済事由	提出書類
結婚／銀婚・金婚／出生／入学	□1 共済給付金申請書兼証明書
傷病 ※会社を休業した期間が対象	□1 共済給付金申請書兼証明書 □2 休業期間を証明できるもの ※入院した場合は、医療機関の発行する診断書又は領収書等休業を証明できるもの(コピー可)
重度障害・障害	□1 共済給付金申請書兼証明書 □2 後遺障害共済金請求書 □3 医師の障害診断書(所定用紙) □4 障害事故発生通知書兼証明書 ※他、事由によっては所定の承諾書等が必要になる場合があります ※交通事故による場合は他に、交通事故証明書等
会員の死亡(ご本人死亡)	<p>●配偶者(受取人が配偶者)のいる場合</p> □1 共済給付金申請書兼証明書 □2 保険金請求書兼証明書<一括用> □3 脱会届 □4 死亡診断書(コピー可) □5 戸籍謄本(コピー可)※共済金10万円以下省略可
	<p>●配偶者(受取人が子)がいない場合</p> □1 共済給付金申請書兼証明書 □2 保険金請求書兼証明書<一括用> □3 脱会届 □4 死亡診断書(コピー可) □5 委任状(子全員の委任が必要) ※共済金10万円以下の場合受取人のみ委任状が必要 □6 死亡された方の出生から死亡までの全期間の戸籍謄本(改正原戸籍含)(コピー可) ※共済金10万円以下省略可 □7 死亡された方の子全員分の現在の戸籍謄本(コピー可) ※共済金10万円以下省略可
	※交通事故の場合は他に、交通事故証明書等が必要 ※交通事故以外の不慮の事故の場合は他に、関係機関の発行する事故証明書が必要 ※代表者の場合、口座振替及び評議員を確認
家族の死亡(配偶者・親・子)	□1 共済給付金申請書兼証明書 □2 死亡の事実及び会員との続柄が証明できるもの(コピー可)
住宅災害	□1 共済給付金申請書兼証明書 ※他、官公署の発行する罹災証明書等

\* 給付事由によっては、所定の請求書等が必要となる場合があります。

\* 申請有効期限: 給付事由の発生日から2年以内